

第 年 月 日 号

群馬県知事 様

記載例②の「6 工事主体者」と同じ住所・氏名とする

住所 吉岡町南下〇〇〇番地
氏名等 吉岡 太郎

押印不要

埋蔵文化財発掘の【届出・通知】について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）（第93条第1項・第94条第1項）、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条（第1項第5号・第2項）の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり（届出・通知）します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

※添付書類は3枚目を参考にしてください。

記載例②

別記

文化財保護法第93条第1項・第94条第1項（○で囲むこと）

県文書番号	文財第	号・令和	年	月	日
-------	-----	------	---	---	---

1 所在地	吉岡町大久保〇〇〇番地 外 〇筆			工事予定地番のすべて			
2 面積	〇〇〇㎡			平面積工事区域 or 敷地面積（建物面積ではない）			
3 土地所有者	住所	吉岡 次郎					
	氏名等	吉岡町上野田〇〇〇番地					
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡			複数名の場合は「代表者〇〇ほか〇名」とする			
	城館跡 生産遺跡 水田跡 泉跡 その他の遺跡（ ）						
遺跡の名称	不明な場合、網掛け部分は記載不要		員数				
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）						
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）						
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅			建物の場合は、木造、RC造、鉄骨造の別、地盤改良の有無、浄化槽の有無を記入			
	工場 店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発（ ）						
工事の概要	木造2階建て個人住宅（地盤改良なし・浄化槽なし）						
6 工事主体者	住所	吉岡町南下〇〇〇番地		表面「申請者」と同一			
	氏名等	吉岡 太郎					
7 施行責任者	住所	吉岡町北下〇〇〇番地		未定の場合、「未定」と記入			
	氏名等	〇〇建設					
8 着手予定時期	年	月	日	9 終了予定時期	年	月	日
10 参考	回答送付先 郡馬建設株式会社 担当〇〇						
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）						

[注意事項]

- ① 太線内は届出者・通知者が記入すること。
- ② 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入すること。

代理人申請の場合、連絡先記入

未定の場合、「未定」と記入

発掘届提出時の留意事項

1.発掘届

- (1) 群馬県知事宛て（**2部**）を吉岡町文化財センターへ提出（町から県へ進達）
 - (2) 届出者（連名の場合には連書）
 - (3) 氏名等の後の**押印は不要**
 - (4) 「6 工事主体者」と表面の「届出者」は同一人とする。
 - (5) 「8 着手予定時期」・「9 終了予定時期」の記載については、文化財担当者と事前協議のこと。
※届出は着手の60日前まで
 - (6) 添付書類について
 - ① 町内の事業地の位置図（住宅地図程度の縮尺）
 - ② 周知の埋蔵文化財包蔵地との関係がわかるように、「マッピングぐんま 遺跡・文化財」縮尺 1/2500・1/5000 を添付
 - ③ 事業地を明記した「公図」等
 - ④ 事業地内の建物等の「設計平面図」（敷地内の建物等の位置がわかるもの）
 - ⑤ 土地の切り盛り及び建物等の基礎部分の深さ（掘削される深さ）、浄化槽の設置状況、柱状改良（軟弱な土壌に建物等を建てる場合に、基礎部分に柱状に深く土壌凝固剤を注入する等の工法）、シートパイル（シートパイルを打ち込む工法）等の有無がわかる「敷地断面図」
- ※ ①～⑤は、建築確認申請時の図面を利用しても可（必要のない図面は添付不要）

2.調査承諾書

- (1) 吉岡町教育委員会教育長宛て 1部
- (2) 土地所有者が複数の場合には、各所有者より届出のこと
- (3) **氏名の後に捺印**のこと（認印可）

3.その他

- (1) 農地の場合には、「農地転用許可書(写)」1部添付のこと（文化財担当者と事前協議のこと）
- (2) 確認調査実施にあたり、地下埋設物や地上にある構造物や立木、草等、調査に支障があると判断した物の撤去をお願いすることがあります。
- (3) その他不明な点については、文化財担当者と協議のこと。